

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、高度な専門的知識・技術を要するものとして、学長が別に定める特定の専門分野に従事する職員(以下「専門職員」という。)に対して適用する。</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 専門職員の労働契約は、前項にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合、<u>当初の採用日から3年に達する日を超えて、更に2年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</u></p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p>第3条の2 専門職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 専門職員の年次有給休暇は、<u>当初の採用日</u>に付与するものとし、当該専門職員が採用の日から1年間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したときは、週の所定勤務時間、週又は1年間の所定勤務日数に応じて次表のとおり年次有給休暇を付与するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、高度な専門的知識・技術を要するものとして、<u>期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)</u>により雇用し、学長が別に定める特定の専門分野に従事する職員(以下「専門職員」という。)に対して適用する。</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 専門職員の労働契約は、前項にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合、<u>専門職員としての有期労働契約の期間の始期から3年に達する日を超えて、更に2年を超えない範囲内において更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(労働契約法(平成19年法律第128号)(以下「労働契約法」という。)第18条第2項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている期間を除く。)</u>の始期から5年を超えることはできない。</p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p>第3条の2 専門職員が労働契約法第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 専門職員の年次有給休暇は、<u>専門職員としての有期労働契約の期間の始期</u>に付与するものとし、当該専門職員が採用の日から1年間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したときは、週の所定勤務時間、週又は1年間の所定勤務日数に応じて次表のとおり年次有給休暇を付与するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	

附 則(規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。